

答申 情第68号

令和3年8月3日

相模原市農業委員会 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（全部公開及び一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

令和2年6月18日付けFN○. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市農業委員会（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年12月27日付け相農委第3号による全部公開決定（以下「本件処分1」という。）及び令和2年2月13日付け相農委第7号による全部公開決定（以下「本件処分3」という。）については、妥当である。令和元年12月27日付け相農委第4号による一部公開決定（以下「本件処分2」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表3に示した部分については公開すべきである。

2 審査請求の経緯

(1) 令和元年11月28日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次の内容について公文書の公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

農地利用最適化推進委員の委嘱に関して、下記に関わる過去3回分の資料。

- ・農地利用最適化推進委員の選任に関与した選考委員の委嘱に関する規定及び実際の手続記録並びに委嘱に関わる全ての稟議書。
- ・選考委員として委嘱されるに至った経緯及び適正に選任されたか否かの検証に資する資料
- ・選考委員に関する選任基準・要件等の審査基準に照らして、適格者であるか否かを検討可能な資料（基準の内容と委員の氏名、所属、専門分野、職歴などを含む）
- ・農地利用最適化推進委員の公募から委嘱に至るまでの経緯（公募手続、応募状況、審査状況、委嘱手続を含む）及び稟議書並びにこれらに関する全ての資料
- ・農地利用最適化推進委員に関して多数の応募者の中から最終的に特定の者に選定されることとなった妥当性を示す資料
- ・審査基準と各応募者の氏名、所属、職歴、応募動機、推薦者等を比較し、適正に選任されているか否かの検証に資する全ての資料

(2) 実施機関は、本件請求1に対し、別表1のとおり、25件の公文書を特定して、本件処分1及び本件処分2を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開及び一部公開）決定通知書を送付した。

(3) 審査請求人は、令和2年1月30日付けで、条例第6条第1項の規定に基づき、次の内容について公文書の公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

- ・平成28年3月11日及び平成31年3月12日に開催された農地利用最適化推進委員会の開催に関わる文書
- (4) 実施機関は、本件請求2に対し、別表2のとおり、4件の公文書を特定して、本件処分3を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開）決定通知書を送付した。
- (5) 令和2年3月24日付けで、審査請求人は、本件処分1、2及び3を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和2年6月18日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

農業委員等選任のプロセスの透明化と農業委員等の活動の低調化等の問題を改善するために改正された新たな農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）の改正の趣旨を踏まえて、情報公開法及び条例に照らして、処分が真に適切であるか否かを非公開部分について詳細に検証していただきたい。

また、今回決定通知書に記載されている公開文書及び非公開文書以外にも、本来公開すべき市が保管又は職務上使用した文書があると考えられるため、法及び条例の趣旨に照らして公開文書の適切性について審査していただきたい。

本件処分1及び3については、農業委員の選考に関わる他の実施機関への公文書公開請求に関して、公開決定通知を受けて当該公開文書を閲覧したところ、選考に際して行われたアンケートに関わる文書が無かったため、再度2回目の公開請求を行った経緯があることなどを踏まえると、本件（選考）に関わる役職員が作成又は取得した文書の有無について、念のため慎重に再チェックしていただく様、強く希望する。

本件処分2の条例第7条第1号該当性については、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるとのことであるが、その理由及び根拠が示されていないため、非公開となることが理解できない。委員の氏名、調査結果、農業委員会法第8条第4項第1号破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者への該当の有無、農業委員会法第8条第4項第2号禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当の有無、該当した場合はその罪名、刑名及び判決年月日、言渡裁判所名等、現況農地の所有・借入の有無、農地法違反状況、農用地利用状況、農振法第14条第1項の規定による勧告の有無、

発言委員の氏名、発言の一部、委員の氏名については、個人を識別できるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

本件処分2の条例第7条第5号エ該当性については、支障の程度が著しくなければならぬため、その支障の蓋然性が問われる。このため、当該支障の内容が具体的又は現実的でかつその発生の実確性が高い場合に、同規定が適用されるものとする。よって、選考の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれに至る明確な理由と根拠を教示するとともに、選考への影響の程度について、具体的に考えを示して頂きたい。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分1及び3については、公開決定をしたもの以外に対象となる公文書は、本件審査請求を受け改めて確認したが、作成及び取得しておらず存在しない。

本件処分2の条例第7条第1号該当性については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、非公開とした。

審査請求人の反論書では、選考委員は公正な手続きを経て市長から委嘱される人物とあるが、農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第3条により、選考委員は農業委員の中から農業委員会が委嘱するものである。よって市長により委嘱されるものではなく、選考過程について、誤解が生じている。また、発言内容を全てオープンにすることが必要とあるが、選考委員会は人事選考の場であり、個人情報扱うため、要綱で非公開と定めている。「農業委員会法第8条第4項第1号破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者への該当の有無」については、条例の解釈と運用の基準の条例第7条第1号の具体例において、「経済的な状況」に関する情報の中の「債権・債務の状況」に該当する。「農業委員会法第8条第4条第2項禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当の有無」、「該当した場合はその罪名、刑名及び判決年月日、言渡裁判所名等」は、「社会的な地位、活動及び経歴に関する情報」の中の「犯罪歴」に該当する情報である。また、「現況農地の所有・借入の有無」、「農地法違反状況」、「農用地利用状況」、「農振法第14条第1項の規定による勧告の有無」については、「経済的な状況に関する情報」の「動産・不動産の所有状況」に該当する情報と判断し非公開とした。

なお、ホームページで一定期間公表していた情報は、情報公開条例第7条

第1号ただし書アの法令等の規定により公にされている情報に該当し、非公開情報から除かれると判断して基本的に公開したが、誓約書兼同意書や身分照会の文書の氏名等は非公開とした。誓約書兼同意書については、手書きの人もおり、筆跡を模倣されるおそれがあるため非公開とした。身分照会の文書については、本籍地に対する照会文書であり、個人の本籍地が類推されるおそれがあるため非公開とした。

本件処分2の条例第7条第5号エ該当性については、公にすることにより、今後農地利用最適化推進委員の選考の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、非公開とした。

「委員の氏名」については、選考委員は、要綱第2条により6名で組織するとあり、今回非公開としたのは、公表していない委員の氏名である。これを公表することにより、今後の農地利用最適化推進委員の選考の際に委員の構成の傾向がわかり、他の候補者に比べ有利な状況になるおそれがあるため非公開とした。なお、会長、副会長及び小委員会の委員長については、ホームページ上で名簿を公表しているため、公開とした。「発言委員の氏名」については、公表することによって、選考委員の自由かつ率直な意見の交換、発言等が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれることや、委員の活動の妨げとなるおそれがあるため非公開とした。「発言の一部」は、候補者の氏名及び特定の候補者が分かるような情報で、公開することにより、今後の選考や候補者の地域での活動の妨げになるおそれがあるため、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 対象公文書特定の妥当性について

審査請求人は、決定通知書に記載されている公開文書以外にも、本来公開すべき、市が保管又は職務上使用した文書があると考えられると主張していることから、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

実施機関は、本件審査請求を受け改めて確認したが、公開決定をしたもの以外に対象となる公文書は、作成及び取得しておらず存在しないと説明している。

当審査会が当審査会事務局をして、対象の公文書について調査をさせたところ、他に対象公文書が存在するとは認められなかった。したがって、公開決定をしたもの以外に対象となる公文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、本件対象公文書の特定は妥当であると認められる。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

なお、同号のただし書アにより、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、非公開情報から除くとしており、条例の解釈と運用の基準では、『『公にされ』とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に現に公にされたものであっても、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。』とされている。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件処分2の文書を見分したところ、非公開となった情報のうち、市のホームページにおいて一定期間公表されていた情報があり、これが条例第7条第1号ただし書アに該当する場合は、非公開から除かれ公開となるため、同ただし書アへの該当性を検討した。

実施機関は、ホームページで一定期間公表していた情報は基本的に公開したが、誓約書兼同意書については筆跡を模倣されるおそれがあるため、身分照会の文書については本籍地に対する照会文書であり個人の本籍地が類推されるおそれがあるため、非公開としたとしている。誓約書兼同意書には自筆のものがあり、筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあり、また、個人の印影も偽造されるおそれがあるため、非公開と判断したことは妥当であるが、自筆ではなくパソコン等で作成した文書においては筆跡を模倣されるおそれはなく、ホームページで一定期間公表していた氏名及び性別は公開すべきである。また、身分照会の文書については、特定の個人の本籍地を類推されるおそれがあるため、非公開と判断したことは妥当である。

(3) 条例第7条第5号エ該当性について

ア 条例第7条第5号エの趣旨及び解釈

条例第7条第5号は、原則公開の例外として、「市の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げ

るおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち「エ」は、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非公開とするものである。

この場合の「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件処分2の文書の非公開とした情報を見分したところ、農地利用最適化推進委員の選考委員の氏名、発言委員の氏名及び発言の一部であった。

選考委員の氏名は公表することにより、今後の農地利用最適化推進委員の選考の際に委員の構成の傾向がわかり、他の候補者に比べ有利な状況になるおそれがあるため条例第7条第5号エに該当する。

発言委員の氏名については、公表することによって、選考委員の自由かつ率直な意見の交換、発言等が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれることや、委員の活動の妨げとなるおそれがあるため同号に該当する。

発言の一部は、候補者の氏名及び特定の候補者を識別することができる情報であり、公開することにより、今後の選考や地域での活動の妨げになるおそれがあるため同号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った全部公開決定については妥当であると判断し、一部公開決定については非公開と決定した部分のうち、別表3に示した部分については公開すべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 6月18日	実施機関からの諮問
11月25日	審議

12月15日	審議 実施機関からの意見聴取
令和3年 5月11日	審議 審査請求人の意見陳述
6月15日	審議 実施機関からの意見聴取
7月 7日	審議
8月 3日	審議

第3部会委員 白井 雅子
村山 貴子
江崎 智彦

別表 1

No.	決定	文書名	公開しない部分の概要	公開しない部分の該当条項
1	全部公開	相模原市農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱		
2	全部公開	相模原市農業委員会の農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の選考に関する要綱		
3	全部公開	相模原市農業委員会の農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の選考に関する要領		
4	全部公開	相模原市農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の選考手続に関する規程		
5	全部公開	農地利用最適化推進委員の募集案内について（伺い）		
6	全部公開	農地利用最適化推進委員候補者の推薦について（依頼）		
7	全部公開	市ホームページの更新依頼について（伺い）		
8	全部公開	相模原市農業委員会第37回総会議事録の縦覧について（公告）		
9	全部公開	相模原市農地利用最適化推進委員の人事発令について（伺い）		
10	全部公開	農地利用最適化推進委員委嘱式の開催について（伺い）		
11	全部公開	農地利用最適化推進委員候補者の推薦について（依頼）		
12	全部公開	農地利用最適化推進委員の募集について（伺い）		
13	全部公開	市ホームページの更新依頼について（伺い）		
14	全部公開	平成28年3月30日農業委員会全員協議会資料		
15	全部公開	平成28年4月1日農業委員会第1回総会議事録		
16	全部公開	相模原市農地利用最適化推進委員の人事発令について（伺い）		
17	一部公開	平成31年1月31日農業委員会全員協議会資料	委員の氏名	条例第7条第5号エ該当
18	一部公開	農地利用最適化推進委員の選任に当たっての暴力団員等排除に係る調査について（伺い）	個人の住所、氏名、生年月日、性別、印影	条例第7条第1号該当
19	一部公開	農地利用最適化推進委員の選任に当たっての暴力団員等排除に係る調査結果について（報告）	調査結果	条例第7条第1号該当
20	一部公開	身分照会について（伺い）	個人の本籍、氏名、生年月日	条例第7条第1号該当

21	一部公開	身分照会について（報告）	照会結果、個人の本籍、氏名、生年月日、農業委員会等に関する法律第8条第4項第1号破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者への該当の有無、農業委員会等に関する法律第8条第4項第2号禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者への該当の有無、該当した場合はその罪名、刑名及び判決年月日、言渡裁判所名等	条例第7条第1号該当
22	一部公開	農地利用最適化推進委員選考委員会の資料について	個人の住所、現況農地の所有・借入の有無、農地法違反状況、農用地利用状況、農振法第14条第1項の規定による勧告の有無	条例第7条第1号該当
23	一部公開	農地利用最適化推進委員選考会の結果について	個人の氏名、発言委員の氏名、発言の一部	条例第7条第1号及び第5号エ該当
24	一部公開	平成28年1月29日農業委員会全員協議会資料	委員の氏名	条例第7条第5号エ該当
25	一部公開	農地利用最適化推進委員選考会の開催結果について（報告）	個人の住所、委員の氏名	条例第7条第1号及び第5号エ該当

別表 2

No.	決定	文書名
1	全部公開	農業委員会全員協議会次第（平成28年2月24日）
2	全部公開	農業委員会全員協議会結果報告書（平成28年2月24日）
3	全部公開	農業委員会全員協議会（3月1日開催）の資料について（伺い）（平成31年3月1日）
4	全部公開	農業委員会全員協議会（3月1日開催）の結果について（報告）（平成31年3月7日）

別表 3

文書名	開示すべき部分
農地利用最適化推進委員の選任に当たっての暴力団員等排除に係る調査について（伺い）	ホームページ上で公開していた次の情報（自筆の部分は除く） 氏名、性別